

令和4年第4回守山市農業委員会総会議事録

第4回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年4月8日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第16号～議第19号

議第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第17号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第18号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第19号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し

し、許可をすることについて

報告第 17 号～報告第 21 号

報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 21 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 9 戸田 守晃 | 10 山本 麻紀代 |
| 11 園田 耕三 | 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 |

3 欠席委員は、1 名です。

8 番 下村 耕 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠	敏宏
書記	参事	西村	拓也
書記	指導員	井上	俊明
農政課	課長	西村	和修
農政課	主任	佐薙	由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 4 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 3 時 50 分)

○議 長

それでは、令和４年第４回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件３件、その他案件１件、報告案件５件の合計９件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、

７番 林 善治 委員

９番 戸田 守晃 委員を指名いたします。

○議 長 （第７条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第１６号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第１６号 農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 16 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西村課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 16 号につ
きまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 16 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

新規の案件として、借り人が変わる形の案件の他に、今まで自作されていた農地が貸し付けされる「全くの新規」はあるのですか。

○農政課 佐薙主任

4番は今まで自作されていましたが、この度耕作面積を減らされることになりましたので、新規の案件として貸付されます。また参考として、5番、8番の農地はこの方が借りていましたが、借り人が変わることになります。

他に9番、11番の案件も、新規の貸付となります。

○議長 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計

画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 17 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第17号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 17 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについて

の許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 43 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、105.9 アール、通作距離は 0.5 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 〇〇〇平方メートルの田です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は 59.9 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図は P 5・6)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 3,000 平方メートルの田
です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の経営面積は、35.8 アール、通作距離は 0.5 キロメー
トルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5・7)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 843 平方メートルの田です。
譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の経営面積は、1,148.1 アール、通作距離は 1.5 キロ
メートルです。

5 番の案件です。(位置図 P 8)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 2,989 平方メートルの田
です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん

〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の経営面積は、72.8 アール、通作距離は 0.7 キロメー
トルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適
用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業
常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、
第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満
たしているため該当しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませ
るので許可相当と考えます。

以上で、議第 17 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1 番と 2 番の案件の担当である●● ●●委員は

欠席されていますので、3番4番の案件を●● ●●委員
にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件は、自作地の農地が開発により手放されるので、その代替え地として申請されたものです。

4番の案件は、先月の案件で取得された農地と今回の該当地が合わせて「一つの区画」となっていますので、利用状況を考えると同じ所有者であることが望ましいので、今回の申請となったものです。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人の代替地の取得になります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

地域担当の委員さんの説明の中で、3番5番の理由が

「代替」とされていましたが、事由欄の内容として「代替地」は適さないのでしょうか。また、高齢の方が「規模拡大」との理由が現実的でないと思いますが、いかがですか。

○●番 ●● ●●委員

3番は、2,000 m²を離され 3,000 m²の取得となるので、1,000 m²の拡大となります。

○●番 ●● ●●委員

4番は、以前に○○○○の開発により農地を提供されたので、不動産会社に「代替地」の仲介を頼まれておりまして、今回の申請となったものです。ここは、○○の作付けになります。

○議長

それぞれ、耕作面積が増えることになるので、「規模拡大」と言えるのではないのでしょうか。また、農業経営から考えると「代替え」は相応しくなく、「規模拡大」や「経営規模の維持」となるのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

1番2番の事由は「交換」となっていますね。

○事務局

それぞれ面積が違いますので、「等価交換」でなく、それぞれ「売買」で取得されます。それぞれの農地は、道

路の新設にともなう残地ですので、農地の有効利用に向け、それぞれ元から所有されている農地と一体的に利用されるので、申請書には「交換」とされています。

○●番 ●● ●●委員

3番と5番は、それぞれ耕作面積が増えることになるので、「規模拡大」で問題ないでしょう。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第18号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第18号 農地法第条4第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第18号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は3ページ、位置図は10ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件
(自己転用の案件)でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。(位置図 P11、12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 102平方メートル、登記
地目は畑、現況も畑です。次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇
〇番〇 58平方メートル、登記地目は畑、現況も畑の2筆
です。

申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載

のとおり相続です。

事由は（露店）駐車場です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第18号の提案理由の説明といたします。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の確認状況の報告を●●●●委員にお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

この地域の地区計画内の開発が著しく宅地分譲が進んでいますので、この方々を対象とした自家用車の駐車場としての転用になります。周りの状況から問題は無いと思います。

よろしくご審議の程、お願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること

はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

ありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

いびつな形での転用に思いますので、違和感がありますが、いかがですか。

○事務局

一部は「山林」での転用ですが、出入口が畑になることから申請されるものです。

○局 長

補足しますと、山林と前面道路に接する用悪水路は農地でなく、ご審議いただくのは、2筆 160 m²の畑の転用になります。

○●番 ●● ●●委員

この隣地で、次の議題 19 号の 2 番の案件で資材置場の転用がありますが、どのような関係になるのでしょうか。

○事務局

それぞれ別の方が当事者ですので、個別の案件となります。

○●番 ●● ●●委員

それと側溝が「素掘り」になっているのは、この転用の後に別に計画があるのですか。

○事務局

駐車場への転用として申請されている限りで、その後の計画はわかりません。また、側溝に関しては土木管理課に確認しており、問題無いようです。

○●番 ●● ●●委員

それとこの転用の形が凹型になっていますが、挟まって間にある土地はどのようなになっているのでしょうか。

○事務局

ここは第三者の方で今回の転用案件には関係のない方で、地目は「宅地」になっています。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま

せんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 19 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第19号 農地法第条 5 第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 19 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 4 ページ、位置図は 14 ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でご

ざいまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は7件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 15、16)

〇〇町 〇〇 〇〇番〇 62 平方メートルの登記地目は 田、現況も田、および〇〇町 〇〇 〇〇番〇 13 平方メートルの登記地目は田、現況も田の2筆です。

譲渡人は 近江八幡市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買。事由は資材置場（案内図板設置）です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内の農地で、おおむね500メートル以内に公共施設（〇〇会館）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 17、18)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 188 平方メートル、および、

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 46 平方メートルの 2 筆の畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。同じく 〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 112 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。同じく 〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 91 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は、近江八幡市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は資材置場です。（なお、〇〇地区地区計画区域内ですが、面積規定未満により、開発事業同意に該当しません。）

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 19、20)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 299 平方メートルの
田で、譲渡人は 〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん および 〇〇
〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因はそれぞれ記
載のとおりで、契約内容は売買。事由は専用住宅です。備
考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区地区計画区域内で、開
発許可に該当します。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した
区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設
等が連たんしている区域であることから、許可相当と考え
ます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に
問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相
当と考えます。

4 番の案件です。(位置図 P 21、22)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 52 平方メートル、および、
〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 198 平方メートルの 2 筆の

田で、譲渡人は ○○○町○○○番地 ○○ ○○ さん
○○歳です。

譲受人は、大津市○○○丁目○番○号 株式会社○○
代表取締役 ○○ ○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因はそれぞれ記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲住宅（1 区画）です。備考欄に記載のとおり、○○○町地区地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共公益施設（○小学校、○○こども園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。（位置図 P 23、24）

○○○町 ○○○ ○○番○ 242 平方メートルの田で、
譲渡人は ○○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○
歳です。

譲受人は、大津市○○○丁目○○番○○号 ○○○○株

式会社 代表取締役 ○○ ○○○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因はそれぞれ記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲住宅（1 区画）です。備考欄に記載のとおり、○○○町地区地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共公益施設（○小学校、○○こども園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

6 番の案件です。（位置図 P 25、26）

○○○町 ○○○ ○○番○ 472 平方メートルの田で、譲渡人は ○○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○ 歳です。

譲受人は、大津市○○○丁目○○番○○号 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因はそれぞれ記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲住宅（2 区画）

です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共公益施設(〇〇小学校、〇〇こども園)があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

7番の案件です。(位置図 P 27、28)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 284 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲受人は、守山市〇〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇代表取締役 〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因はそれぞれ記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲住宅(1区画)です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した

区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第18号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この農地は宅地と雑種地に囲まれた土地になりますので、影響はないものと思います。

よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人が近隣の住宅開発にともなう資材を置きたいとのことです。

ご審議、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3 番から 7 番の案件を●● ●●委員にお願い
します。

○●番 ●● ●●委員

3 番と 6 番の案件は、地区計画内の住宅に囲まれた農地
ですので、問題無いと思います。

4 番から 7 番は、以前から単発的に開発が進んでいる区
域内の転用になります。

以上、すべてが地区計画内の農地であり、問題はない
と思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

特にありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 1 0 条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 17 号から報告第 21 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

29 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 21 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 5 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 4 月 21 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

7 番 林 善治

9 番 戸田 守晃